

# 国民健康保険料等の負担を軽減

## ■非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

▽対象 次のすべての要件を満たす人。

- ・離職時点65歳未満
- ・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(表)を確認してください。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例)平成31年3月31日から令和2年3月30日までに失業した人

国保料=離職日翌日の属する月から令和3年3月まで

高額療養費負担限度額等=離職月の翌月から令和3年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

■その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

■一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月まで延長可)

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

※要件など詳しくはお問い合わせください。

## 非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

問国保医療課国保係(☎983-2962)

## 国民健康保険で柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術を受けられる人へ



柔道整復師による施術は、保険給付対象となるものとならないものがあります。保険給付対象とならない施術を受けた場合には被保険者証は使えませんので、ご注意ください。

保険が使えるとき  
▶外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等)  
▶医師の同意がある場合の骨折・脱臼

▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当ての施術には、医師の同意が必要)

保険が使えないとき(全額自己負担)  
▶単なる(疲労性・慢性的な

要因からくる)肩こり・腰痛  
▶スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労  
▶脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術

▶保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの

▶労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険の医療費は加入者の保険料などで賄われています。柔道整復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受診することで医療費の適正化につながります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## 競争入札等参加資格審査申請の受け付け

建設工事・測量等コンサルタント業務の令和3年度(八幡市外業者は令和3・4年度)、物品等の供給については令和3年度(単年度分追加受付)に市が発注する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、下記の要領で受け付けます。

申請していないと、競争入札等に参加することができません。

※申請用紙は、市ホームページからダウンロードまたは契約検査課窓口で入手できます。

問契約検査課(☎983-2201)

業務	建設工事・測量等 コンサルタント業務	物品等の供給
登録申請資格 ※右記に該当する業者は申請できません。	建設工事または測量等コンサルタント業務 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けていない者(建設会社) 審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高または測量等実績高の無い者 成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産者で復権を得ていない者 市税その他納付金等を滞納している者 資格審査申請書を提出するときにすでに市が発注した事業に関係する債務を履行していない者	物品の製造の請負、売買および賃借並びに各種役務の提供等 令和3年3月31日現在で、当該営業開始後2年未満の者(許認可等の必要な業務については、必要な許認可等を得た後2年未満の者) 直前2年の営業年度に営業実績高の無い者
受付期間	11月2日(月)~12月18日(金) 必着	
受付方法	郵送または持参(原則、郵送としてください)	
必要書類	申請書、印鑑登録証明書、登記簿謄本、納税証明書等	
登録有効期間	市外業者:令和3年4月1日から令和5年3月31日まで(2年間) 市内業者:令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(1年間)	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(1年間)
備考	すでに、令和2・3年度の登録をしている場合は申請不要です。	

固定資産税(第4期分)、国民健康保険料(第6期分)の納期限は11月30日(月)

納期限までに納付されず滞りとなった場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後に京都府税務機構(京都府と府内25市町村(八幡市を除く)の税業務を行う広域連合)に徴収権限を移管します。

便利な口座振替の利用を  
口座振替は市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課で受け付けています。11月16日(月)までに手続きを完了し、納期が12月28日の市・府民税第4期分、国民健康保険料第7期分から振替できます。※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。  
※口座振替申込書を自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに税務課収納係までご連絡ください。

※三菱UFJ銀行での市税・料の取り扱いには令和3年3月31日終了します。三菱UFJ銀行の口座振替の登録について

11月11日(水)~17日(火)は税を考える週間「絵画展」  
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、国税課収納係(☎983-2481)

11月12日(木)~17日(火)は、令和3年4月1日に抹消します。  
口座振替ができる税目等  
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、国税課収納係(☎983-2481)

場所 文化センター1階ロビー  
問税務課市民税係(☎983-1113)

老人医療負担金貸付金のお知らせ  
市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。  
貸付には、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。  
問国保医療課医療係(☎983-2976)

## マイナンバーカードの保険証利用について

令和3年3月(予定)から、医療機関・薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として順次利用できるようになります。保険証として利用するには、マイナポータルから事前登録をする必要があります。

必要なもの

- ▽マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)
- ▽マイナンバーカード読取対応スマホ(またはパソコンとICカードリーダー)
- ※スマホやパソコンの操作に不慣れの方は、国保医療課窓口で専用端末を用意しておりますので、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)を必ず用意してお越しください。
- ※端末台数に限りがあり、お待ちいただく場合がありますので、時間に余裕をもってご来庁ください。
- ※従来の健康保険証は、令和3年3月以降も使用できます。
- ※制度の詳細は、厚生労働省またはマイナポータルホームページをご覧ください。

問マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)

